

○山武市地域振興基金条例

平成18年6月29日

条例第154号

(設置)

第1条 本市は、市民の連帯の強化及び地域振興を推進する事業の財源の確保を図るため、山武市地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てるほか、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 市民の連帯の強化及び地域振興を推進する事業の財源に充てるとき。
- (2) 預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合において、同法第2条第2項に規定する預金等の保全措置として相殺を行うために、市債の償還財源に充てるとき。
- (3) 農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合において、同法第2条第2項に規定する貯金等の保全措置として相殺を行うために、市債の償還財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

各地区地域審議会からの意見・提案について

1. 各地区地域審議会における意見・提案について

【蓮沼地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、蓮沼地区は観光事業を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

観光地とは、きれいなイメージも相併せ持つことが必要である。地域ができる活動として、地域の緑化や沿道清掃等があるが、その活動を促進させるために必要な資材等の活動資金を助成したい。また、市の事業として定期的に地域イベントを実施することで、市内外から人が集まり、そこには、人々との交流が生まれる。地域の活性化を促す地域イベントは、市民の一体感が醸成されることにもつながることから、その運営資金として活用することにしたい。

【松尾地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、松尾地区は地域資源の発掘並びに周知活動等を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

イベント等を利用し、地域ブランドとなりうる製品を含めた展開を検討するための費用として活用したい。なお、イベントだけにとらわれないよう、地域活性化の中心となる要素を掘り起こすための取り組みに対する活用を主としたい。

【山武地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回、第 4 回において審議した結果、山武地区は生活環境の改善を中心とした提案であった。その内容は、次のとおりである。

個々の事業から絞りこむことは困難であることから、方針的なもので集約したい。

合併により、地域の生活機能が希薄化されていく危機が感じられることから、安心安全な生活、福祉機能が向上する事業に活用したい。安心して生活できる環境が構築されることが望まれる。公共交通事業についても、安心できる生活機能の一つとして検討することは可能。

【成東地区】

平成 20 年度第 2 回、第 3 回において審議した結果、成東地区は地域振興基金運用益の活用に対し、慎重な検討が必要との意見であった。その内容は、次のとおりである。

運用益の活用については、無駄なものとならぬよう慎重に行うべきであり、現時点での活用は、不相応である。時期を見計らい、必要とされる事業に活用すべきことから、当面は活用を留保することとする。

なお、各委員からの提案事業については、引き続き検討、精査を行うことし、然るべき時期となり次第、事業提案を行いたい。

2. 各地区会長・副会長会議における意見について

各地区の意見・提案をもとに、各地区会長副会長会議を開催し、その意見提案に対する見解について確認したところ、次のとおりとなった。

《会議内における主な意見概要》

- ・各地区で検討された各委員の意見を尊重すべき。
- ・検討してきた結果から、何かしら事業化することが必要。
- ・これまでの審議が意味なきものと委員に思われることがないように検討すること。
- ・市民活動支援事業を各地区の意見を積み上げたものとして考えることは可能。
- ・一つだけでなく、他にも事業を考えていく必要があるが、今後、状況に応じて絞り込んでいくこととする。
- ・審議会でも再度、個々の事業を検討し始めることは望ましくない。

《会議結果として》

- ・各地区の意見・提案を事務局で検討し、その意見・提案に対する事業を調整する。
- ・各地区における委員個々の意見を集約、積み上げたものとして、市民活動支援事業により取り扱うことを了承する。
- ・無理に一つの事業にまとめる必要はなく、意見・提案にあった事業を今後も検討していく必要がある。

上記の結果から、市としては、各地区の意見・提案及び会長・副会長の意見を踏まえ、地域振興基金運用益の活用事業について検討を進めることとする。

山武市地域振興基金運用益の活用方法について

山武市地域振興基金運用益（以下、「運用益」という。）の活用について、各地区地域審議会からの意見・提案並びに各地区会長・副会長会議での意見を踏まえ、次の方針により適正且つ効果的に活用することとします。

1. 基金の処分に関する取扱いについて

山武市地域振興基金（以下、「基金」という。）の運用から生ずる収益を活用し、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充て、計画的、継続的な事業展開を図ることとします。

但し、基金の原資については、合併特例債を活用して調達しているため、債務の償還が完了しない限りは、取り崩しはしないこととします。

2. 運用益を活用する事業について

運用益を活用する事業の対象は、山武市地域振興基金条例（平成 18 年 6 月 29 日、条例第 154 号）及び各地区地域審議会での意見を踏まえ、次のとおりとします。

《運用益を活用する事業の範囲》

①市民の連帯の強化となるもの

- ・各種イベント開催事業
- ・新しい文化の創造に資する事業
- ・その他一体感の醸成に資する事業

②地域振興を推進するもの

- ・地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業
- ・地域活性化事業
- ・市民の主体的な活動を促進する事業
- ・その他特色ある地域振興に資する事業

③市民協働の推進に関するもの

④その他市長が基金の設置目的を達成するために必要と認められるもの

また、事業の実施については、運用益の処分に関する取扱要領等を定め、その規定に基づき取り扱うこととします。

《規定する主な事項》

①運用益を活用する事業の範囲

②運用益を活用する事業の財源及びその額

③運用益を活用する事業の選考方法

④地域審議会の役割 等

3. その他

平成 22 年度事業については、③市民協働の推進に関するものとして、市民提案型まちづくり事業に 3,871 千円を計上しています。

なお、他の事業については、平成 22 年度に取扱要領等に基づく事業計画を作成し、各地区地域審議会の意見を踏まえた上で事業計画を決定し、平成 23 年度からの事業実施を予定しています。

山武市地域振興基金運用益の活用方法について

対象事業となる区分

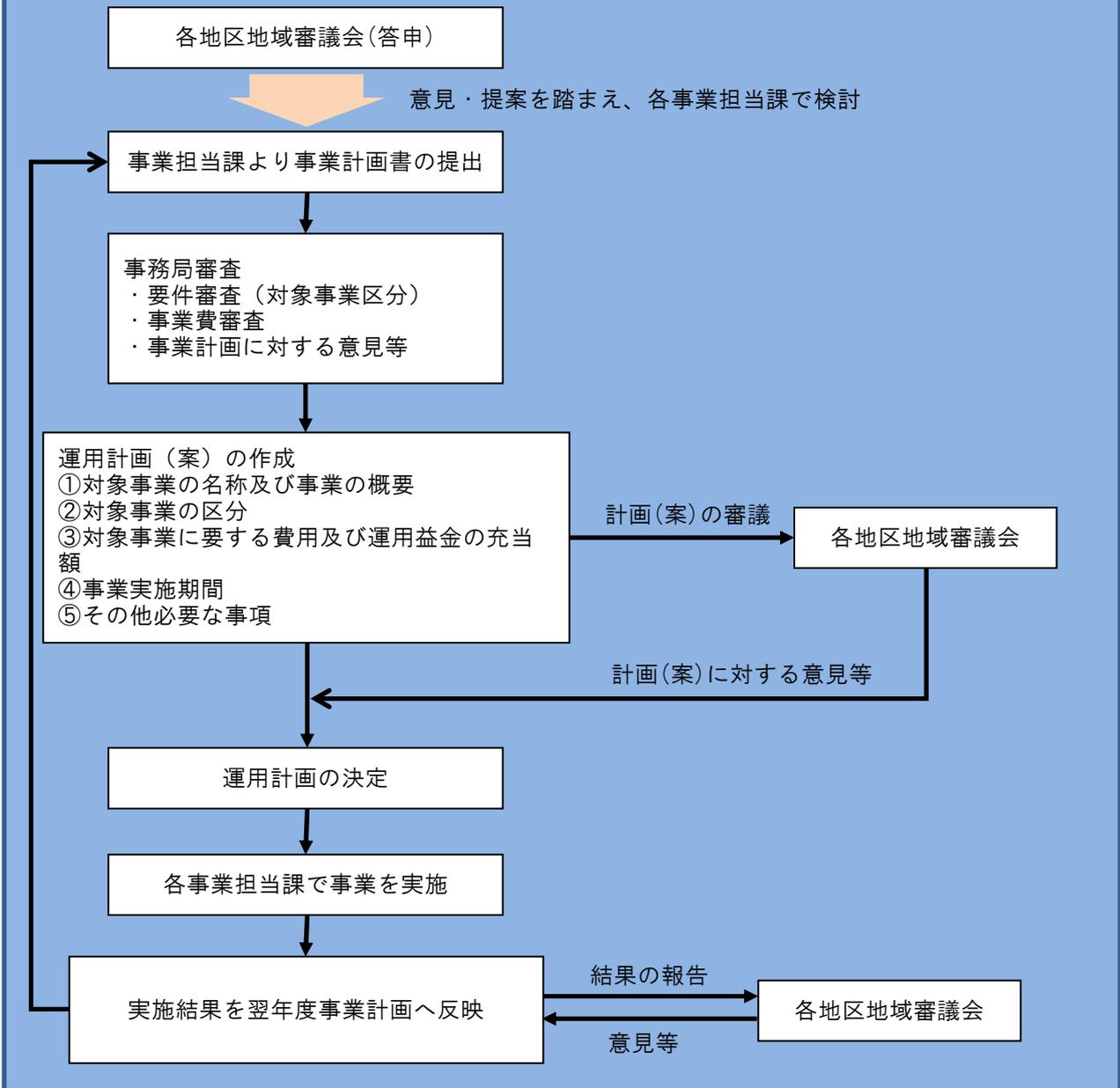
- ①市民の連帯の強化となるもの
- ・各種イベント開催事業
 - ・新しい文化の創造に資する事業
 - ・その他一体感の醸成に資する事業

- ②地域振興を推進するもの
- ・地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業
 - ・地域活性化事業
 - ・市民の主体的な活動を促進する事業
 - ・その他特色ある地域振興に資する事業

- ③市民協働の推進に関するもの

- ④その他市長が基金の設置目的を達成するために必要と認めるもの

事業実施フロー図



山武市地域振興基金運用益金の処理に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山武市地域振興基金条例(平成18年山武市条例第154号。以下「条例」という。)に規定する山武市地域振興基金(以下「基金」という。)の運用から生ずる収益(以下「運用益金」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第4条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な事業(以下「対象事業」という。)とは、次に掲げるものでソフト事業であるものとする。

(1) 市民の連帯の強化となるもの

- ア 各種イベント開催事業
- イ 新しい文化の創造に資する事業
- ウ その他一体感の醸成に資する事業

(2) 地域振興を推進するもの

- ア 地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業
- イ 地域活性化事業
- ウ 市民の主体的な活動を促進する事業
- エ その他特色ある地域振興に資する事業

(3) 市民協働の推進に関するもの

(4) その他市長が基金の設置目的を達成するために必要と認めるもの

(対象事業の財源)

第3条 対象事業を実施するための財源は、当該対象事業を実施する年度に生ずる運用益金とする。

2 市長が必要と認める場合に限り、過去に基金へ繰り入れた運用益金を対象事業の財源とすることができる。

(対象事業の額)

第4条 対象事業の額は、当該対象事業を実施する年度に生ずる運用益金の範囲とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(対象事業の期間)

第5条 対象事業の実施期間は、原則として2年間とする。

(事業計画の作成及び提出)

第6条 対象事業を実施しようとする課等の長は、地域振興基金事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画は、地域振興基金事業計画書(別記第1号様式)により提出するものとする。

(運用計画の作成)

第7条 総務部長は、前条の規定に基づく事業計画の提出を受けた場合には、当該事業計画における運用益金の充当について判断し、地域振興基金運用計画(以下「運用計画」という。)を作成するものとする。

2 総務部長は、運用計画の作成において、対象事業に充当する運用益金の総額が当該年度に生じる運用益金の範囲を超えることが想定される場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3 第1項の運用計画は、地域振興基金運用計画書（別記第2号様式）により作成するものとする。

（運用計画の決定）

第8条 運用計画の決定は、市長が行うものとする。

（意見の聴取）

第9条 市長は、前条の決定を行うときは、あらかじめ山武市蓮沼地区地域審議会、山武市松尾地区地域審議会、山武市山武地区地域審議会及び山武市成東地区地域審議会（以下「各地区地域審議会」という。）に対し、次の各号に掲げる事項を提示し意見を求めなければならない。

(1) 対象事業の名称及び事業の概要

(2) 対象事業の区分（「市民の連帯の強化となるもの」、「地域振興を推進するもの」、「市民協働の推進に関するもの」又は「その他」の別）

(3) 対象事業に要する費用及び運用益金の充当額

(4) 事業実施年度

(5) その他必要な事項

（対象事業の報告）

第10条 市長は、第8条で決定した運用計画に基づく対象事業について、事業実施年度毎に事業成果を各地区地域審議会に報告しなければならない。

（運用益金の処理に関する事務）

第11条 本要領に定めるもののほか、運用益金の処理に係る事務は、企画政策課において所掌する。

附 則

この告示は、平成22年6月15日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

地域振興基金事業計画書

事業名	（新規・継続）				
担当部課等名					
担当者名		内線			
総合計画体系					
地域審議会意見との関連性					
事業区分					
事業目的					
事業内容					
事業実施年度	年度 ～ 年度				
総事業費(千円)	財源内訳(千円)				備考
	国・県支出金	その他	一般財源	運用益金	

